



厚生労働省  
広島労働局発表  
令和3年12月1日

広島労働局労働基準部賃金室  
室長 狭間英樹  
賃金指導官 坂本典枝  
(電話) 082 (221) 9244

## 広島県特定(産業別)最低賃金の改正について

8業種 時間額 17円 ~ 27円の引上げ

— 令和3年12月31日発効 —

広島労働局長(阿部 充<sup>あへ みつる</sup>)は、広島県特定(産業別)最低賃金(※1)8業種について、本年12月31日より、時間額をそれぞれ17円~27円引き上げる改正を決定し、12月1日、官報に公示しました。業種ごとの改定金額は下表のとおりです。

広島労働局では、改定された最低賃金が確実に順守されるよう、周知・広報に取り組むとともに、中小企業・小規模事業者の皆様へ、賃金の引上げに向けた環境整備を図るための支援施策(※2)を推進してまいります。

最低賃金名	改定金額 (時間額)	引上額	引上率	効力発生日
広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸铁製造業、その他の鉄鋼業	995円	25円	2.58%	令和3年 12月31日
広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業	944円	21円	2.28%	
広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	958円	23円	2.46%	
広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	924円	27円	3.01%	
広島県自動車・同附属品製造業	938円	23円	2.51%	
広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業	977円	20円	2.09%	
広島県各種商品小売業	903円	25円	2.85%	
広島県自動車小売業	930円	17円	1.86%	

## ※1「広島県特定（産業別）最低賃金」とは

広島県内の特定の8つの産業について設定されている最低賃金で、関係労使が基幹的労働者を対象として「広島県最低賃金」よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要であると認める産業について設定されています。

### （参考）過去5年間の改定状況

最低賃金名	29年	30年	元年	2年	3年
広島県最低賃金	818円	844円	871円	改定なし	899円
広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛鉄製造業、その他の鉄鋼業	922円	946円	969円	970円	995円
広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業	882円	902円	922円	923円	944円
広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	890円	912円	934円	935円	958円
広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	851円	873円	895円	897円	924円
広島県自動車・同附属品製造業	870円	892円	914円	915円	938円
広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業	912円	934円	956円	957円	977円
広島県各種商品小売業	838円	858円	878円	改定なし	903円
広島県自動車小売業	868円	890円	912円	913円	930円

## ※2「賃金の引上げに向けた環境整備を図るための支援施策」

### (1)「業務改善助成金」

広島県内に所在する中小企業・小規模事業者が、事業場内の最低賃金を20円以上引き上げ、生産性向上のための設備投資（機械設備の導入等）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

【問い合わせ先】

広島労働局雇用環境・均等室（☎ 082-221-9247）

### (2)「広島働き方改革推進支援センター」

広島労働局の委託事業として、中小企業・小規模事業者等を中心に、非正規労働者の処遇改善、労働時間の短縮、生産性向上による賃金引上げ、労働関係の助成金の活用及び人手不足の緩和等の取組を支援するため、専門家による相談対応（電話・メール・対面・訪問）や出張相談会・セミナー等を実施しています。

【問い合わせ先】

広島働き方改革推進支援センター（☎ 0120-610-494）